

冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務 企画提案募集要項

※本事業は国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用して実施する事業です。

※本事業は県の令和8年度9月補正予算の成立を前提としています。今後、内容やスケジュールの変更等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。また、内容に変更が生じた場合には、必要書類の再提出や関係書類・資料等の追加提出を求めることがありますので、併せて御了承ください。

1 目 的

本事業は、冬期に観光需要が落ち込むという本県観光政策上の課題を解決するため、スケートリンク、イルミネーション、ウインターマルシェ等の「冬の目的地」となる空間演出及びにぎわい創出を行うとともに、物価高騰に苦慮する飲食、小売事業者を支援するため出店料免除やPOSレジ導入補助等の支援を通じて、県内飲食・物販事業者のDX推進及び収益力強化を図ることを目的として実施するものです。また、単なる一過性のイベントにとどまらず、今後、本県における冬期のにぎわい創出が持続的に図られるためのきっかけとなる実証実験としての目的も有しています。

2 事業の概要

業 務 名 冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務

業 務 内 容 別添「冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務仕様書（案）」のとおり

委託契約期間 契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

委託料上限額 62,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 連 絡 先（問合せ先及び提出先）

徳島県 観光スポーツ文化部 観光政策課 にぎわい創出室

- 所在地：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- 電 話：088-621-2702
- メール：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

4 企画提案の参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人又は共同企業体（以下「JV」という。）とします。

(1) 単独で参加する場合

- 徳島県内に拠点（本店、支店、営業所等）を有する法人等であること。

(2) 共同企業体（JV）で参加する場合

- 構成団体のうち少なくとも1事業者が、徳島県内に拠点（本店、支店、営業所等）を有する者であること。
- 構成団体のすべてが、下記(3)に掲げる基本要件を全て満たすこと。
- 構成員の役割分担及び代表事業者を明確に定めた「共同企業体協定書（様式4）」を提出すること。

(3) 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とします。

- ① 日本国内法人格を有する団体であり、徳島県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ③ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- ④ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑤ 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
 - ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3

条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

- ・労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ・役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

- ・特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

5 スケジュール（募集から契約締結まで）

実施事項	期日・期間	摘要・方法
① 公募開始	令和8年10月 2日（金）	県ホームページにて公表
② 質問の受付期間	令和8年10月 2日（金） ～ 10月13日（火）正午	電子メールにより提出
③ 質問に対する回答	令和8年10月15日（木）予定	県ホームページにて一括公表
④ 参加申込書の提出期限	令和8年10月16日（金）17時必着	電子メールにより提出
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年10月23日（金）17時必着	電子メールにより提出
⑥ プレゼンテーション審査	令和8年10月28日（水）	オンライン会議システムにて実施
⑦ 選定結果の通知・公表	令和8年10月30日（金）	全提案者へ書面通知・県HP公表
⑧ 仕様協議及び契約締結	令和8年11月初旬予定	随意契約締結・事業開始

6 質問の受付及び回答

受付期間 令和8年10月2日（金）から10月13日（火）正午（必着）まで

受付方法 「質問票（様式2）」を下記メールアドレス宛に提出してください。

なお、提出後、到達確認のため電話により連絡をしてください。

提出先：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

回答方法 令和8年10月15日（木）までに徳島県ホームページにて一括公表します

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和8年10月16日（金）17時までに、

「参加申込書（様式1）」（JVの場合は「共同企業体結成届（様式4）」を添付）を

下記メールアドレス宛に提出してください。

なお、提出後、到達確認のため電話により連絡をしてください。

提出先：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式3）

イ 企画提案書（本文）

ウ 添付書類

- ・団体の概要がわかる書類（規約、組織図等）
- ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※企画提案の到着日時点で発行から3ヵ月以内のものを提出すること

(2) 企画提案書の作成

企画提案書の作成に当たっては、下記の要件項目ごとに、仕様書に記載された要件をすべて満たしていることを提示するとともに、下記の提案内容について具体的な提示を行ってください。

要件項目	提案内容
1 実施体制	①実施主体（団体・法人名、所在地、組織図等） ②業務実施体制
2 業務実績	県内において、本事業と同種業務もしくは地域のにぎわい創出や活性化に資する事業を行った実績。特に、自治体等からの委託によらず、自ら企画し完遂した事業の実績があれば記載すること。
3 提案内容	(1) 全体概要 本事業実施の背景を踏まえた事業の全体コンセプト及びテーマ、その考え方 (2) 収益力向上に向けた具体的な提案 ①イルミネーション、仮設スケートリンク（樹脂製）を踏まえたイベント全体の空間演出 ②にぎわいを創出するための集客アイデアと実施手法 ③来場者の顧客満足度を向上させる企画・演出 ④POSレジを活用した売上データの分析・出店者へのフィードバックなど、出店事業者の収益向上に繋がる直接的な支援 (3) 事業継続モデル 次年度以降、事業実施主体が収益（出店料、コンテンツの利用料、民間協賛金、直営事業、自治体等助成等）をあげながら自走・継続できる事業計画
4 見積書及び収支計画	委託事業（事業費負担対象）と自主事業（独立採算）を区分した見積書及び収支計画書を作成すること。

(3) 提出期限及び方法

提出期限 令和8年10月23日（金）17時必着

提出方法 下記メールアドレス宛に提出してください。

提出書類は全てPDF形式のファイルとしてください。

なお、提出後、到達確認のため電話により連絡をしてください。

提出先：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

9 選定方法及びプレゼンテーション

(1) 選定委員会の設置

審査の公平性・第三者性を確保するため、外部有識者らからなる事業者選定委員会を設置します。提出された企画提案書及び下記プレゼンテーションによる審査を行い委託事業者を選定します。

なお、多数の企画提案書の提出があった場合は、別紙「評価項目及び評価基準表」に基づき、事務局による書類審査を行い、上位者のみプレゼンテーション審査を行う場合があります。

(2) プレゼンテーション審査（オンライン実施）

日 時 令和8年10月28日（水）（※時間帯は別途指定）

方 法 オンライン会議システム（Zoom等）を使用
（各社プレゼン15分、質疑応答10分程度）

資 料 事前提出された企画提案書のみを用いたプレゼンテーションとする

(3) 評価基準

別紙「評価項目及び評価基準表（100点満点）」に基づき採点を行います。ただし、総合得点が満点の60%（60点）未満の場合は不採択とします。

10 選定結果の通知及び公表

結果通知 令和8年10月30日（金）に、すべての企画提案参加者に対して文書により通知します。

結果公表 最優秀提案者の名称、参加事業者数を徳島県ホームページにて公表します。

11 契約の手続

- 企画提案の内容を基に、最優秀提案者として選定された事業者と仕様の協議・調整を行い、最終的な仕様書を確定させた上で見積書を徴収します。
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を令和8年11月初旬（予定）に締結します。

12 その他

- 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- 本事業で収集・作成される各種データ及び成果物の著作権は徳島県に帰属します。